破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第１２７号
群馬県太田市鳥山下町639番地35
債務者　藤井　享一
1　決定年月日時　平成29年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　　忍
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月25日午後４時
5　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第１２８号
群馬県太田市鳥山下町639番地35
債務者　藤井　弘子
1　決定年月日時　平成29年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　　忍
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月25日午後４時
5　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第３１６８号
大阪市城東区関目２丁目８番４－816号
債務者　村上興業こと　村上　竜次
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎　　笑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２３８号
大阪府八尾市志紀町南２丁目74番地の１エクセラート八尾906号
債務者　佐藤ちずる
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上村　裕是
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３２３号
大阪市生野区巽東３丁目９番31－107号
債務者　森川　陽介
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　宏太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４０３号
大阪市都島区東野田町１丁目３番８号　コンソラーレ東野田　601号、前住所大阪市西区江戸堀１丁目６番17－4102号
債務者　香川　浩樹
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　良寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７１２号
広島市安佐南区祇園４丁目51番３－303号
債務者　大越　幸安
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯岡　久美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７１３号
広島市安佐南区祇園４丁目51番３－303号
債務者　大越志乃穂
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青谷　智晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７４４号
広島県竹原市忠海東町１丁目５番２号
債務者　前田　　陽
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森井　基嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月19日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３号
高知県須崎市浦ノ内西分1654番地
債務者　浜田　和宏
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲垣　健吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２９年（フ）第１３３３号
熊本市西区春日３丁目10番１号　Ｏ－ｈｅドリュー熊本駅前602、前住所福岡市早良区百道浜１丁目３番70－4406号
債務者　比嘉　友彦
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　恩穂井達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７号
福島県西白河郡西郷村大字小田倉字稗返１番地1443、旧住所福島県白河市上ノ原２番地61
債務者　鈴木　政明
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水上泰真人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２９年（フ）第７０号
福岡県田川郡川崎町大字田原1634番地の３
債務者　高下　政広
1　決定年月日時　平成29年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立　昭佳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月29日午後４時
5　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第７８号
秋田県湯沢市岩崎字岩崎41番地
債務者　高橋　太一
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　京野　垂日
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第３３３号
熊本市南区出仲間４丁目14番11号
債務者　若松　隼郎
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　裕介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月21日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３４号
熊本県人吉市合ノ原町1810番地12
債務者　廣田　真子
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶽　修平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
熊本地方裁判所人吉支部

平成２９年（フ）第４２４７号
大阪市都島区毛馬町２丁目11番11－408号
債務者　坂元　　守
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢吹　遼子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月15日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部